



【企業主導型保育所】



【対象施設】

- ・ フロンティアキッズ市ヶ谷
- ・ フロンティアキッズ加賀町

【企業主導型保育所とは】

「会社がつくる保育園」をテーマに待機児童解消の為に内閣府より新たに導入された制度です。認可外保育施設でありながら認可並みの助成金が支給されるので、ご利用条件を満たす方はリーズナブルな保育料金で利用できます。

定員の枠は**従業員枠**と**地域枠**に分かれ、少なくとも半数は**従業員枠**として、ご契約頂いた提携企業の従業員様に利用いただく枠となり、残りの半分は**地域枠**（一般枠）となります。

【ご利用条件】

1. 全ての保護者が一般事業主に雇用されている事
2. 支給認定2号/3号を受けている事
⇒保護者の就労、妊娠、出産、疾病、障害など保育に必要な事由に該当する場合に認定されます
3. 1か月16日（週4日）以上の利用

※従業員枠に関する企業間の提携契約については、

子ども子育て拠出金を納めている企業（＝厚生年金保険の適用事業所）が対象となります。

従業員枠の方が空きが生じやすくご案内の可能性も高くなりますので、ご興味をお持ちの方はご相談ください。

